

## 工事検査時の注意・確認事項等について

令和3年4月  
総務部検査室

本市発注工事の適正な施工及び一層の品質向上を図るため、工事検査時に見受けられた注意事項等を踏まえ、確認事項を下記に掲載しましたので、今後の施工管理、工事書類の作成及び受検時等の参考にして下さい。

### 記

#### 1. 施工体制

- (1) 工事請負契約約款、仕様書等の内容を十分に理解しているか。
- (2) 施工体制台帳は、適切に整備されているか。
- (3) 現場代理人等は、現場状況を十分に把握しているか。
  - ☞下請業者任せの現場管理になっていないか。
  - ☞検査員からの質問に対し、主任技術者が的確に回答できるか。

#### 2. 施工管理

- (1) 施工計画書について
  - (ア) 現場条件を反映した内容で作成されているか。
  - (イ) 設計変更が生じた際、その都度、変更施工計画書を提出しているか（軽微な変更は除く）。
  - (ウ) 品質管理及び出来形管理項目が具体的に記載されているか。
- (2) 産業廃棄物が適正に処理されているか。
  - ☞建設廃棄物処理委託契約の内容について、元請け業者との契約相手方である収集運搬会社、処分会社の取扱い許可品目を許可証等で確認されているか。（石綿、水銀、PCBなど）
- (3) 社内検査を実施しているか。
  - ☞下請に対する完成検査を実施しているか。

#### 3. 工程管理

- (1) 全体工程管理は、適切に行われているか。
- (2) 工期の変更があった場合、変更工程表を適時に更新しているか。

#### 4. 安全管理

☞ 施工計画書に記載された安全管理について、適切に実施されているか。

#### 5. 出来形管理

(1) 工事書類は、過不足なく作成されているか。

(2) 工事写真は、分かりやすく整理され、重要な箇所が撮影されているか。

☞ 不可視部分の施工状況、出来形は撮影されているか。

#### 6. 出来映え

(1) 工事目的物の仕上がり状況について

(ア) 欠損、傷及びクラック等はないか。

(イ) 塗りもれ、はけむら、汚れ等はないか。

(2) 使用目的・使用者の安全に配慮されているか。

☞ 使い勝手や作動状態に不具合がないか。

(3) 維持管理を考慮した施工になっているか。

以上